

広報基本方針及び令和7年度広報計画(案)について

令和7年1月17日 令和6年度第3回評議会

広報基本方針

1. 趣旨・目的

全国健康保険協会（以下「協会」という。）では、これまで、保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化の取組等について、ホームページや広報チラシ等を活用した広報に取り組んできたところ。

その際、協会設立時からの都道府県単位で自主自律の運営を行うとの方針に従い、保険料率広報などの一部の広報を除き、支部自らの創意工夫に基づき支部中心の広報を実施してきた。

同時に、第5期保険者機能強化アクションプラン（令和3～5年度）のもと、本部・支部間において統一かつ効率的な広報を推進するため、「協会けんぽGUIDE BOOK」「保健事業～健康づくりへのサポート～（動画）」などの全支部共通広報資材を作成するなどの取組も進めた。

一方、厳しさを増す財政状況の中で、協会の運営を将来にわたって円滑に実施していくためには、協会財政の状況や健康づくり等の取組の内容・意義について、加入者・事業主により一層の理解を求めていく必要がある。また、各種制度改正に対応した周知広報への積極的な取組も求められている。

こうした状況から、今後、戦略的で効果的な広報の充実が強く求められるが、協会の広報対象は約4,000万人の加入者、約250万事業所と非常に多い。この特性を踏まえ、

- ①加入者や事業主の視点に立った分かりやすい広報を
 - ②広報テーマや対象に応じた多様な手法を組み合わせながら
 - ③本部・支部間の一層の連携と役割分担に基づき、統一的、計画的及び効果的に実施するため、
- 本基本方針を策定する。

2. 基本姿勢

（1）加入者・事業主目線で、分かりやすくアクセスしやすい広報を強化

加入者・事業主（以下「加入者等」という。）の視点に立ち、加入者等にとって分かりやすい表現で、レイアウトやデザイン等見やすさにも配慮した広報を行う。また、発信した情報へのアクセシビリティの向上に努める。

（2）テーマに応じ多様な広報媒体や手法を組み合わせ、効果的な広報を強化

「何を」「誰に」「どのように」伝えるか意識し、広報テーマや対象に応じた広報媒体や手法を選定したうえで、効果的な広報を実施する。従来から実施してきたチラシやメールマガジン等に加え、ホームページを情報発信の中核として位置付け、その内容の充実やアクセシビリティの向上に取り組むとともに、SNSを活用した多様な広報に取り組む。

(3) 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を強化

本部と各都道府県に所在する支部という協会の組織特性を活かし、

- ・本部は、統一的に使用可能な広報コンテンツの作成等、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する
 - ・支部は、本部の広報及び、支部における地域・職域特性を踏まえ、事業計画との整合を図りながら、関係団体との「顔の見える地域ネットワーク」や、加入者にとって身近な存在である健康保険委員を活用して、きめ細かな広報を実施する
- との役割分担のもと、連携して広報を行う。

(4) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回す

協会が実施する広報について、加入者、事業主、関係団体、健康保険委員等の意見を踏まえ、不断の改善を図る。

3. 広報テーマ

協会が取り組むべき主な広報テーマは以下のとおり。

(1) 健康づくりの取組

健診、保健指導、重症化予防といった健康づくりについて、加入者のＱＯＬの向上などの意義に係る理解促進・取組推進が図られるよう広報に取り組む。

(2) 健康保険制度や各種給付金等の申請方法等の周知

加入者等の協会に対する信頼の基盤である迅速かつ円滑な事務処理を実現すべく、健康保険制度や各種給付金等の申請方法等について周知する。

(3) 協会の財政状況、医療費適正化等の取組

毎年度の保険料率広報のみならず、楽観視できない協会の財政状況や将来の見通し、保険料率の上昇を抑えるための医療費適正化等の取組等について周知・啓発し、協会の運営に対する加入者等の理解を深める。

(4) 制度改正などに対応したタイムリーな情報発信や周知

医療保険制度の改正等の動向を踏まえ、加入者等が円滑に保険診療や必要なサービスを受けられるよう、時宜に応じた周知広報に取り組む。

4. 広報計画の策定・実施

本部及び支部は、本方針及び当該年度の本部及び支部事業計画を踏まえ、広報計画を毎年度策定し、実施する。

(1) 本部広報計画

- ・当該年度の広報の取組方針を提示
- ・当該方針に基づき、本部として取り組む事項を提示
- ・当該年度における最重点広報テーマを選定
- ・当該年度における重点広報テーマを複数選定
- ・当該年度、制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマがある場合には、特別広報テーマを設定
- ・それらのテーマについての具体的な広報対象、手法、実施時期を記載
- ・最重点広報テーマ及び特別広報テーマに係る予算については、支部保険者機能強化予算とは別に措置

(2) 支部広報計画

- ・当該年度の広報の取組方針を提示
- ・当該方針に基づき、支部として取り組む事項を提示
- ・当該年度の最重点広報テーマに係る具体的な取組・実施時期を記載（※）
- ・当該年度の重点広報テーマから支部の地域・職域特性を踏まえ重点的に広報すべきものを選定し、具体的な取組・実施時期を記載（※）
- ・特別広報テーマが設定されている場合は、当該テーマに係る具体的な取組を記載（※）

（※）関係団体との「顔の見える地域ネットワーク」や健康保険委員の活用策、地元メディアへの発信について、取組内容に必ず記載

5. 推進体制

本方針を含め、広報に関する重要事項を審議するため、本部に広報委員会を置く。

6. その他

本方針については、アクションプランの改定に合わせて、見直しの必要性を検討し、必要に応じて改定する。

0. はじめに

昨年策定した広報基本方針や令和7年度の本部事業計画を踏まえ、以下の内容を定める「令和7年度本部広報計画」を策定する。計画に掲げた事項を着実に実践し、健康づくりや医療費適正化などの協会の使命について、本部・支部で統一的・計画的に周知・広報を行い、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

- ・当該年度の広報の取組方針
- ・当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマである「最重点広報テーマ」を選定
- ・当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマである「重点広報テーマ」を複数選定
- ・当該年度、制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマがある場合には、「特別広報テーマ」を設定 等

1. 令和7年度の取組方針

令和7年度の広報においては、令和6年12月以降、協会の象徴的存在である健康保険証が新規に発行されなくなる中、協会の運営を将来にわたって円滑に実施していくとともに、協会が保険者機能を更に強化し、発揮していくためには、協会の認知度向上に今まで以上に取り組む必要がある。そこで、協会の認知度向上のため、愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割をあらゆる機会をとらえて積極的にアピールする。

また、今後の協会における広報の基礎固めとして、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページ全面リニューアルに向けた作業を着実に進めるとともに、加入者へ直接情報を届けることが可能なSNS（LINE）等の活用が令和6年度から始まったところ、令和7年度はLINEの安定的な運用やSNSを活用した多様な広報を進めていく。

1. 令和7年度の取組方針

その上で、令和7年度の各広報テーマを以下のとおり定めることとする。

最重点広報テーマ（当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマ）は、

- ・「令和8年度保険料率改定」
- ・「健診体系の見直し（※）」

（※）現役世代への取組をより一層推進する観点から、人間ドックに対する費用補助、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）等を行うことから、特に拡充内容を含め積極的に周知・広報を行う

とする。

重点広報テーマ（当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマ）は、

- ①「財政状況」
- ②「医療費適正化」（ジェネリック医薬品・バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進）
- ③「医療費適正化」（上手な医療のかかり方）
- ④「健診」
- ⑤「特定保健指導」
- ⑥「重症化予防」
- ⑦「コラボヘルス」（事業所との協働による健康づくりの重要性）
- ⑧「申請書の分かりやすい記入方法」
- ⑨「電子申請の利用促進」
- ⑩「チャットボット・LINE等の利用促進」
- ⑪「SDGsに資する協会の取組」

とする。

特別広報テーマ（制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマ）は、

令和6年度に引き続き、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」とする。

2. 令和7年度の広報取組方針に基づく本部における取組

取組	取組内容
認知度向上	- 協会の認知度を把握するための手法を検討の上、実施し、現状を把握する。また把握した現状を踏まえ、協会にとって効率的・効果的な広報媒体の活用方法について検討し、整理を行う。 - 愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割（SDGsに資する取組を含む。）をあらゆる機会をとらえて積極的に周知する。 - 協会けんぽの認知度向上、本部・支部で統一感のある広報を行うため、イメージづくりに資するコンテンツを制作し、積極的に使用する。
利便性向上	- ホームページについて、より高いアクセシビリティ・ユーザビリティを実現するために全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。 - 令和6年度に拡充したチャットボットについて、よりの確な案内ができるよう、随時加入者目線での見直しを行う。 - 令和8年1月にサービスインを予定している電子申請について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、幅広く周知する。
SNS (LINE)	令和6年11月から開始した全支部での実施において、安定的に運用できるよう支援するとともに、支部の配信支援策として、全支部共通で使用可能なコンテンツを作成する。